

「桜井市共同学校事務室」だより



第13号 2025(令和7)年1月21日発行
桜井市立学校共同学校事務室



今回は、桜井市立学校共同学校事務室の「庶務・学務」「財務」「給与・旅費・共済事務」「研修」の4つの業務チームのうち庶務・学務チームについての業務内容をお知らせしようと思います。是非、ご一読ください。



庶務・学務チームって、どんなことを行う組織？

主に就学援助事務、特別支援教育就学奨励費、教科書事務等の効率化、学校徴収金について平準化を進めています。

～就学援助事務・特別支援教育就学奨励費事務について～

市内15校がチームの各校区担当者の指示や支援のもと、ここで作成されたシステムを使って、認定から請求、領収、支給明細書の作成等を進めています。

また、市教育委員会とチームで会議を重ね、今年度から保護者口座への振り込み支給を実現することができました。

～教科書事務について～

文科省から配信される教科書事務システムを使用して、前年度のうちから教科書を使用する児童生徒数や使用教科書の報告をします。それをもとに教科書が準備され、新年度の前期と後期に児童生徒配布の教科書に過不足がないかを報告します。チームでは各校にシステム操作の支援等をおこなっています。

～学校徴収金について～

各校の学校徴収金の未納管理について統一した様式を作成しています。複雑な未納管理を誰がみてもわかるように工夫しています。他校の支援をする際にも効率よくできるように試行錯誤しています。

就学援助・特別支援教育就学奨励費の今年度からの変更点について



その一 保護者口座振り込みへ変更

・支給方法が現金授受から保護者口座振り込みへと変更になりました。現金を取りに来てもらい、領収書に記入・押印していただくといった保護者の負担がなくなりました。銀行での両替手数料への懸念もなくなりました。

その二 支給日・支給対象月の変更

・各学期の支給日と対象月が下記のように変わりました。

《就学援助費》

日程	第1学期分	第2学期分	第3学期分
支給日 【昨年度】	7月30日(火) 【7月10日】	12月20日(金) 【12月11日】	3月10日(月) 【3月11日】
支給対象月 【昨年度】	4月～6月 【4月～8月】	7月～11月 【9月～12月】	12月～3月 【1月～3月】

《特別支援教育就学奨励費》

日程	第1回目	第2回目
支給日 【昨年度】	12月20日(金) 【12月11日】	3月10日(月) 【3月11日】
支給対象月 【昨年度】	4月～11月 【4月～12月】	12月～3月 【1月～3月】

その三 学校長口座への振込も可能

・学校徴収金に未納がある場合は保護者口座への振込をせず、未納分を学校長口座へ振り込むことができます。

